

大船渡支部だより

令和8年7月1日

(公財)岩手労働基準協会大船渡支部

～ご挨拶～

今年もはや半年を過ぎました。次第に蒸し暑さも増してきていますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

皆様もご承知のとおり、毎年7月1日から7日まで全国安全週間となっております。

今年のスローガンは、「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」です。

皆様方の職場においても、経営トップによる安全への所信表明の実施などを通じて、安全に対する意識の高揚を図るようお願いいたします。

また、7月は「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の、重点取組期間です！
重点取組期間中は、通常の取り組みに加え追加項目がありますので確認しましょう。
事業者さんは、熱中症予防に関する周知・啓発を推進するようお願いいたします。



「職長能力向上教育とは！」 7月7日(火) 開催予定

- ◎事業者は、職長に対して、法定の「職長等の教育」を修了後、
労働安全衛生法第19の2第1項の規定に基づき、
定期的(概ね5年ごと)に再教育を行うなどレベルアップを図り、
能力向上を充実させることが義務付けられています。

「職長教育とは！」 7月28日(火)～29日(水) 開催予定

- ◎労働安全衛生法第60条では、事業場で新たに職長等の第一線現場監督者に就くことになった者に対して事業者は安全又は衛生のための教育を行わなければならないこととなっております。

* 2023年4月から教育実施が義務化になりました。

法改正により、職長教育の対象業種に以下の業種が追加されました。

- 1)「食料品製造業」
・食料品製造業のうち「うま味調味料製造業・動植物製造業」は、すでに職長教育の対象でした。
- 2)「新聞業、出版業」
- 3)「製本業、印刷物加工業」

「危険予知及びリスクアセスメント講習会とは！」 8月5日(水) 開催予定

- ◎岩手県内における労働災害が増加傾向にあります。

増加の要因は危険に対する感性・教育不足等が大きなウエートを占めています。

このような労働災害を防止するために KY(危険予知)活動と

安全衛生管理の手法として RA(リスクアセスメント)があります。



危険の芽 摘んで安全 咲く笑顔

(令和8年中災防年間標語)

「フォークリフト運転技能講習」

8月18日(火)～21日(金) 開催予定

「小型移動式クレーン運転技能講習」 8月25日(火)～27日(木) 開催予定

*皆さんご存じですか！



「テールゲートリフター操作業務特別教育とは！」 9月1日(火) 開催予定

2024年2月1日からテールゲートリフターの操作者に対して、特別教育が義務化されました。

*テールゲートリフター資格がないとどうなる？

テールゲートリフターの特別教育を受講させなかった場合の罰則

従業員にテールゲートリフターの特別教育を受けさせずに操作させた場合、事業者には6ヶ月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金が科されます。また、テールゲートリフターの特別教育の記録を3年間保存しなかった場合は、事業者に対して50万円以下の罰金が科されます。

テールゲートリフターとは、何ですか？

テールゲートリフターとは、トラック後部に装着する荷物積み降ろし用の昇降装置のことをいいます。



公益財団法人 岩手労働基準協会 大船渡支部

〒022-0003 岩手県大船渡市盛町字中道下2-25 大船渡商工会議所別棟2階

☎ : 0192-47-3882 FAX : 0192-47-3887

H.P. [http : //honbu.iwateroukikyo.com/](http://honbu.iwateroukikyo.com/)

e-mail : ofunato@iwateroukikyo.com